



# 栗東市手話言語条例 概要

- 目的（第1条）**
- ① 手話が言語であることの認識及びろう者への理解を広げる
  - ② 全ての市民が共生していく社会の実現を目指す



## 基本理念（第3条）

- (1) 手話が言語であるとの認識に基づき、市民が手話により相互に意思を伝える権利を有し、その権利は尊重される。
- (2) ろう者が、自立した日常生活を営み、主体的に社会参加ができる。

### 市の責務（第4条）

- ✓ 基本理念にのっとり、言語としての手話に対する理解を深め、普及させる施策を総合的かつ計画的に策定し、推進する。

### 市民等の役割（第5条）

- ✓ 基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努める。
- ✓ 手話を言語として認識し、ろう者への理解を深めるよう努める。

### ろう者の役割（第6条）

- ✓ 基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するとともに、手話の意義及び普及に努める。

### 事業者の役割（第7条）

- ✓ 基本理念に対する理解を深め、市の推進する施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、働きやすい環境を整備するよう努める。

## 施策の推進（第8条）

- (1) 手話に対する理解及び普及のための施策・・・例) 啓発講座や研修の実施・パンフレット作成
- (2) 手話を使いやすい環境づくりに関する施策・・・例) 市民等への手話の普及や行政情報等を手話で提供
- (3) 聴覚障害児の手話の獲得に関する施策・・・例) 聴覚障がい児が幼い頃から手話を獲得できるような場の情報提供や環境づくり
- (4) その他市長が必要と認める施策

**協議の場（第9条）** 市長は、施策及び施策の実施状況について、ろう者その他関係者の意見を聞くため、これらの者との協議の場を設けなければならない。

**財政上の措置（第10条）** 予算の範囲内において必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**委任（第11条）** 必要な事項は、市長が別に定める。

# 栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例 概要



- 目的（第1条）**
- ① 多様なコミュニケーション手段の理解及び利用を促進
  - ② 障害者のコミュニケーション及び情報の取得について支援を行う



## 基本理念（第3条）

- (1) 市民等が対等に尊厳を守られながら、基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される。
- (2) 市民等が多様なコミュニケーションを尊重し、相互理解を深める。
- (3) 市民等が障害者にとって情報の取得並びにコミュニケーション手段の選択及び利用が日常生活及び社会生活を営む上で必要不可欠であるとの認識を持つ。

## 市の責務（第4条）

✓ 基本理念にのっとり、多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、推進するものとする。

## 市民等の役割（第5条）

✓ 基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めるものとする。

## 事業者の役割（第6条）

✓ 市の推進する施策に協力するとともに、事業を行うに当たり、障害者が多様なコミュニケーション手段を利用し、情報の取得及びコミュニケーションができるようにするための合理的配慮を行うよう努めるものとする。

## 施策の推進（第7条）

- (1) 多様なコミュニケーション手段の理解及び利用促進に関する施策・・・例) 啓発講座や研修の実施・パンフレット作成
- (2) 多様なコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供及びその取組に関する施策・・・例) 手話講座や点字講座の実施
- (3) 市民及び事業者に対する合理的配慮の実施についての啓発に関する施策・・・例) 企業訪問時に周知・啓発、対応相談
- (4) 災害その他の非常の事態が発生し、又はおそれがある場合における障害者の情報の取得に関する施策・・・例) 災害時等における視覚情報の発信や音声情報の工夫、ピブス作成など情報が取得しやすくなるよう環境づくり
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

## 学校等における取組（第8条）

市は、学校等の教育における多様なコミュニケーション手段に接する機会の提供並びに理解及び利用の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。  
例) 教育活動の中で、多様なコミュニケーション手段に接する学習を取り入れる

**協議の場（第9条）** 市長は、施策及び施策の実施状況について、障害者その他関係者の意見を聞くため、これらの者との協議の場を設けなければならない。

**財政上の措置（第10条）** 予算の範囲内において必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**委任（第11条）** 必要な事項は、市長が別に定める。